

## 令和8年度当初予算編成方針

令和7年9月1日

### 1 伊根町における行政課題と今後の財政運営

内閣府が発表した令和7年7月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

また、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）で、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指すとしている。

さらに、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とするとしている。

本町の歳入予算のほぼ半分を占める普通交付税は、令和7年度決定額が前年度から増額（前年度比18,408千円）となったが、令和8年度は地方財政計画がまだ示されていないものの、「経済財政運営と改革の基本方針2025について」に基づいた中期的な経済財政の枠組みに沿った編成されるものと考えている。

このようななか、令和8年度はまちづくりの指針である「第6次伊根町総合計画（みんなで創るええまち）」（後期基本計画）の2年目となります。総合計画を着実に推進し堅実な中にも総意工夫をこらし、将来の目標像である「ひと・まち・くらし・しごと」の全てが輝く「ええまち」の実現に向けた予算編成を実施するものとする。

## 2 令和8年度当初予算編成の基本方針

### ○ 施策の重点化

令和8年度は第6次伊根町総合計画『みんなで創るええまち』後期基本計画の2年目として、計画達成のために限られた財源を有効に配分する。

必要な事業を常に検討し、財源が確保できたときは即実施できるよう心掛ける。また、財源が確保できないから尻込みするのではなく、効果のある事業は積極的に提案する。

突発的な事業を実施するのではなく、持続可能な行政運営が図れるように、人材確保も含めて中長期の視点に立った施策を進める。

### ○ 財政の健全化

将来に渡り持続可能な安定した行財政基盤を確立するため、安易に基金からの繰入れを受けることなく予算の単年度主義の原則を堅持し、最少の経費で最大の効果をあげることのできる事業を推進する。

宮津高等学校伊根分校の跡地を活用した飲食料品等小売施設確保事業及び町営住宅建設事業、小学校施設の今後の在り方を考えた小学校改築事業等の大型事業が控え、今後も一層公債費の増額が見込まれる。そのため、令和8年度の新規発行額は償還額未満（概ね5億円弱）に抑制する。

### ○ 住民本位の行政推進

住民ニーズを的確に町政に反映させ、成果を重視した行政推進を図るための効果的・効率的な取組を進めるとともに、これまで以上にサービスの質的向上を図る。

### ○ 最適な人員配置

昨今の厳しい採用環境などを踏まえ、経営資源である人員の再配分を念頭に置き、最少のコストで最大の成果をあげることが出来る所要の人員算定を行う。

再任用職員（定年前・暫定）については、これまで培った知識・経験・能力等の次世代職員への継承や長年の懸案事項の解決を図るなど、再任用職員（定年前・暫定）が、組織内で活躍できるように効果的な配置に努める。

会計年度任用職員については、より効果的・効率的な事業執行を勘案のうえ活用するとともに、職務内容による採用を行うこと。

### 3 具体的な見積方法

#### (1) 歳入に関する事項

町税等一般財源の確保に最大限努力するとともに、安易に一般財源に依存することなく特定財源の確保を基本に、次により積算すること。

##### ① 町税

的確な課税客体を把握し、確実と見込まれる額を積算すること。

##### ② 分担金及び負担金

事業の内容、受益の程度、他事業との均衡等を勘案し適切な額を積算すること。

##### ③ 使用料及び手数料

条例等に基づき年間収入見込額を積算することとするが、施設使用料については過大見積りとなることのないよう適切な額を積算すること。

##### ④ 国・府支出金

補助事業といえども安易に事業補助金を受けず実効性のあるもののみ実施すること。積算にあたっては情報を可能な限り収集し、超過負担とならないよう留意すること。

国・府の予算編成の状況、制度改正、一般財源化等の動向に留意するとともに、情報収集を積極的に行うなど、対象経費、補助（負担）率、基準単価等を的確に把握し、過大とならないよう確実な額を積算すること。

##### ⑤ 繰入金

事業実施に明確な動機をもち、基金創設の意義を達成し得る事業の特定財源とすること。

##### ⑥ 町債

関係機関と十分連絡調整を図り、交付税措置の有利な町債の確保に努めること。  
後年度負担を鑑みて発行額の平準化に留意すること。

##### ⑦ その他の収入

従来の実績額等を精査し、確実と見込まれる収入額を積算すること。

## (2) 歳出に関する事項

住民要望、社会経済情勢の変化等を踏まえて、事業の有効性、妥当性、効率性等を検討し、所要額を要求すること。

前年度同様、普通交付税確定後予算補正するのではなく、年度内に実施する事業は当初予算に計上すること。

維持管理経費を繰越予算にて確保しないこと。

### ① 義務的経費

人件費、扶助費、公債費については、精査の上、適正に算定した所要額を要求すること。

時間外勤務手当については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する観点から踏まえて、改めて効率的な事務執行を心掛け、削減を図ること。

会計年度任用職員の業務内容及び労働条件を再精査し、必要人員及び時間数を要求し、安易に雇用をしないこと。とくに、フルタイム会計年度任用職員は、常時勤務を要する職の業務を担うものであり、臨時的な業務にて雇用をしないこと。また、安易に雇用するのではなく事業効果を向上するために業務委託などを検討すること。

### ② 経常的経費

事務事業執行の改善を図るべく極力縮減に努めること。特に物件費については、より一層の節減を行うことを前提に従前の実績等と比較し、内容について十分精査し要求すること。

また、安易に事業を継続することなく、業務、事務事業の見直し、終期が到来した事業がないか確認を行うこと。

### ③ 投資的経費

地方財政計画等、国・府の動向を的確に把握し、事業の緊急性、効果、事業量と事業費の妥当性を充分精査し計画的に要求すること。

近年、交付金や町債を財源とした普通建設事業や事業課以外の普通建設事業が多くなり、予算を繰越す事案が増えている。年度内完成できる事業のみ要求すること。

### ④ 繰出金

法令等繰出基準に基づき明確に区分した積算とすること。

### ⑤ 特別会計・公営企業会計

業務運営の合理化及び効率化を徹底し、安易に繰入等に依存することなく、独立採算の堅持に努め、なお一層の経営努力を行うこと。

所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を積算し要求すること。特に公営企業会計においては物件費等管理経費の増嵩が利用者負担や一般会計負担に直結することを十分認識し、効率的な執行に努めることを前提として要求すること。さらに、説明責任を果たすため、これらの経費に係る法令等の繰入基準を明確に示した予算要求とすること。

(3) その他留意点

緊急時の財政支出を必要以上に長期化・恒常化させず、計画的な投資も一体的に検討し歳出と歳入のバランスを保つとともに、中長期の視点に立った持続可能な行政運営を進める。

また、昨今の厳しい採用環境などを踏まえ業務効率化や業務廃止を進め事業の省力化を図る。